

立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議傍聴要領

(目的)

第 1 条 この要領は立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込及び定員)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ申込をし、傍聴の承認を受けるものとする。

2 傍聴人の定員は、5 人とする。ただし、会長が必要と認めたときは、変更することができる。

(受付)

第 3 条 傍聴の承認を受けたもの（以下「傍聴人」という。）は、受付の職員の指示に従って着席するものとする。

(入場禁止)

第 4 条 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が職務執行上支障があると認められた者は、傍聴席に入場することができない。

(遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静かに傍聴し、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 議事に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害となるような言動をしないこと。
- (3) 会議中みだりに席を離れたり、退場したりしないこと。
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(退場)

第 6 条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されたときは、制止し、命令に従わないときは、退場を命ずることができるものとする。

2 傍聴人は、退場を求められたときは、速やかに退場しなければならない。

(職員による執行)

第 7 条 会長は、職員を指定して前条第 1 項による命令を執行させることができる。

(会議の非公開)

第 8 条 会長は、委員に諮り、その過半数が必要と認めたときは、その日の会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(定めのない事項)

第 9 条 この要領に定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。